

# 事務所ニュース

NO 123 号

## トップが考える今年の経営施策とは？

### ◆経営活動に影響を与えそうな要因

産業能率大学が行った「2015年 中小企業の経営施策」という調査（従業員数6人以上300人以下の企業経営者635人が調査対象）によると、中小企業の経営トップは、今年の経営活動に影響を与えそうな要因として、次のことを想定しています。

- (1) 人材の不足 (46.5%)【前年比 14.5 ポイント増】
- (2) 国の政策の変化 (44.1%)
- (3) 消費税率の引上げ (43.6%)
- (4) 原材料コストの増大 (29.3%)
- (5) 業界構造の変化 (28.2%)

第1位となった「人材の不足」は、2010年の調査開始以来、過去最高となったそうです。

また、2014年の人員確保について「例年より難しかった」との回答が半数を超え、今年取り組みたい施策について尋ねた結果も、「従業員の新規採用」が前年比3.8ポイント増となっていますので、人材不足はまだまだ続きそうです。

### ◆強化している採用施策

今年の新卒採用については、4社に1社が実施を検討しており、年々増加傾向にはあるようですが、実際に人材が確保できたのは約半数にとどまるとの結果が出ています。

こうした環境下、中小企業が強化している採用施策は次のようになっており、即戦力確保の意向が目立ちます。

- (1) 中途採用 (33.4%)
- (2) 大卒採用 (21.4%)
- (3) 高卒採用 (15.1%)

- (4) 女性採用 (13.4%)

### ◆2015年に取り組みたいこと

経営者として今年取り組みたいことについて尋ねた結果から、昨年と比較して増加傾向にある項目を抜き出すと次のようになっています。

- ・新規事業への進出
- ・従業員の教育・育成
- ・従業員の新規採用
- ・従業員満足度の向上
- ・女性の活躍推進

人事・労務面での課題に取り組みたい意向が表れているようです。労働環境や法制度の変更が今後も予定されていますので、こまめに情報を収集しながらそれぞれの課題に取り組んでいきたいものです。

## 「改正パートタイム労働法」への準備は？

### ◆いよいよ4月から施行

今年4月から、改正パートタイム労働法が施行されます。短時間労働者（パートタイム労働者）を雇用されている事業主の方、準備は万全でしょうか。

パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）の対象であるパートタイム労働者とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。

そして、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」等、呼び方は異なっても上記の条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」となります。

## ◆適用される法律

パートタイム労働者は、「労働条件の明示」「就業規則の作成」「解雇予告」「母性保護等」「退職時等の証明」「健康診断」「割増賃金の支払い」「最低賃金」「年次有給休暇」等について、パートタイム労働法だけではなく、通常の労働者と同様に、労働基準法・労働契約法・労働安全衛生法・最低賃金法が適用されます。

## ◆改正パート労働法の概要

改正の概要は以下の通りとなっています。チェックリストなどを作成し、漏れのない対応ができるよう注意しましょう。

(1) 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

「職務内容が正社員と同一」、「人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一」に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取扱いが禁止されます。

(2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広くすべての短時間労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

(3) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければならないこととなります。

(4) パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととなります。

## 主婦の「パート探し」調査結果から

◆6割以上が「パートをしている方が幸せ」と回答  
仕事に就いていない全国の主婦 200 人を対象に、株式会

社インテリジェンスが運営する求人情報サービス「an」が調査した結果によると、「専業主婦とパートをしている主婦、どちらが幸せか」という質問に対し、61%が「パートの方が幸せ」と回答したそうです。

理由としては「家にこもりきりにならないし自分のお金ができるから」、「社会とつながっていたほうが視野が広がる」等が挙がっています。

## ◆パート先を決めるときに後押しになる要因は？

パート先を決める際に一番後押しになるメリットについて質問した回答では、60%が「急な欠勤 OK」を挙げたそうです。続いて「職場に主婦のスタッフが多い」（19%）、「従業員割引がある」（17%）という結果になっています。

主婦は子供が熱を出した等、急な用事に対応しなければならないこともあるため、家庭の都合にも柔軟に対応してくれるパート先を求めている実情がみえる結果となっています。

## ◆主婦層のニーズに対応することも重要に

現在、労働市場における人手不足感が高まっています。アルバイトの賃金額も上昇しており、特に資金面に余力のない企業にとっては、賃金待遇の面だけで人材を集めるのは非常に難しい状況にあると言えるでしょう。

これら主婦層の就業意欲を捉えてフレキシブルな対応を行うことで、人材確保の一役を担うことができるかもしれません。

## 4月の税務と労働の手続き続

10日 ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

○雇用保険被保険者資格取得届の提出

○労働保険一括有期事業開始届の提出

30日 ○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満1月～3月分>

○健保・厚年保険料の納付

○外国雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）

～当事務所よりお知らせ～

協会健康保険料が変更されます。ご注意ください。

\*27年4月分保険料より適用(5月末納付分から)

雇用保険料率は、変更ありません。